

# 加入申出書の記入方法

- 20歳以上60歳未満の自営業者など国民年金保険料を納めている国民年金の第1号被保険者の方や、60歳以上65歳未満の方や海外に居住されている方で、国民年金に任意加入している方が国民年金基金に加入できます。国民年金の保険料を免除（一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます。）されている方や、農業者年金の被保険者の方は、国民年金基金に加入できません。  
※法定免除の方（障害基礎年金を受給されている方等）が「国民年金保険料免除期間納付申出書」を年金事務所に提出した場合、国民年金保険料の納付申出をした期間は加入することができます。  
※産前産後期間の免除をされている方も加入することができます。
- 国民年金基金に加入する方は月額400円の国民年金の付加保険料を納める必要がなくなります（基金が付加年金を代行しているため）。
- この用紙に記載されている内容は、2020年4月1日時点のものであり、今後変更することがあります。

- 加入申出書は、ボールペンではっきり、分かりやすく記入してください。
- 用紙の□の部分には、記入の必要はありません。
- 60歳以上で加入される場合、国民年金の任意加入被保険者であることなどを確認させていただくため、日本年金機構から発行される「国民年金任意加入被保険者資格取得申出受理通知書」の写し等が必要となります。
- 本人控**を切り離し、残り全てを提出してください。

**記入例** この記入例は35歳0月男性が加入する場合のものです。

届書コード 01

国民年金基金加入申出書

3枚目はご本人様の控えです。おとりください。

太枠内は必ずご記入ください。

提出用

加入申出者の氏名 フリガナ **ネン エン タロウ** 性別 ①男 ⑤昭和 生年月日 年 月 日 基礎年金番号 2179123456

氏名 **年金太郎**

郵便番号 100-0000 市区町村コード 東京 都府県 住所 千代田区霞が関1丁目2番地2号 国年ハイツ302 連絡先電話番号 03(3503)0000

口座名義人 フリガナ **ネン エン タロウ** 届出印 印鑑 サイン 印鑑レス

氏名 **年金太郎**

千代田 霞が関 口座番号(右つめて記入) 1234567

種目コード 166 通帳記号 30 金融機関コード

国民年金基金の納付(口座振替)方法

3月分までの一括納付(掛金の割引はありません) 希望する

保険料追納による掛金の特例 1:希望する

口目	給付の型	加入口数	掛金月額
1口目	終身年金 A	1	12870
2口目以降	確定年金 I	2	9080
合計掛金月額			21950

令和2年4月11日

全国国民年金基金 殿

住所 東京都千代田区霞が関1-2-2 国年ハイツ302

加入申出者氏名 **年金太郎**

受付区分 整理番号

国民年金基金加入年月日

喪失予定年月

推進員番号

2020.4

氏名、性別、生年月日、郵便番号および住民票に記載されている住所について、記入例を参考に記入してください。  
※在外邦人の方は最後に住民票のあった住所を記入してください。

上の欄の加入申出者と同じ氏名であっても記入してください。届出印は掛金を引き落とす金融機関に届け出されている印鑑で2枚目に押印してください。サインの方は2枚目にお届けサインをご記入ください。

掛金をゆうちょ銀行以外の金融機関から引落とす方は「1」を○で囲み、金融機関名、本店・支店名等を記入してください。また、口座の種類を○で囲み、口座番号を記入してください。

掛金をゆうちょ銀行から引落とす方は「2」を○で囲み、貯金通帳の記号と番号を記入してください。

希望する年金給付の型を○で囲み、加入口数および掛金月額を記入してください。  
●1口目は必ず記入してください。  
●2口目以降に加入する場合、確定年金の年金額が終身年金の年金額（1口目を含めた額）を超える選択はできません。

68,000円（個人型確定拠出年金（iDeCo）にも加入している場合は、その掛金と合わせて）が1か月に納められる限度額です。

必ず住所、氏名のご記入と署名、捺印をお願いします。  
なお、B型のみ加入される方は、下欄のB型説明欄への押印が必須となります。

最終ページはご本人様の控えです。おとりください。

年金手帳の基礎年金番号を記入してください。

政令指定都市の場合、例えば「大阪⑩ 淀川⑩」と記入してください。

基金からお問い合わせできる電話番号を記入してください。

国民年金基金の掛金の納付方法について、いずれかに○印を付けてください。

1年前納に○印を付けた場合、翌年度以降は4月から翌年3月までの1年度分（12か月分を11.9か月分に割引）一括しての納付となります。  
※基金掛金の納付方法は、変更届を提出されない限り引き続きます。  
※ご加入いただいた年度の掛金についても一括納付を希望される方は、別途申し出ください。（この場合、割引はありません。）

同一年度内の複数月の掛金を一括して納付することができます。希望される方は「希望する」を○で囲んでください。

掛金特例（裏面参照）を希望する方は「1」を○で囲んでください。

再加入する方だけ記入してください。

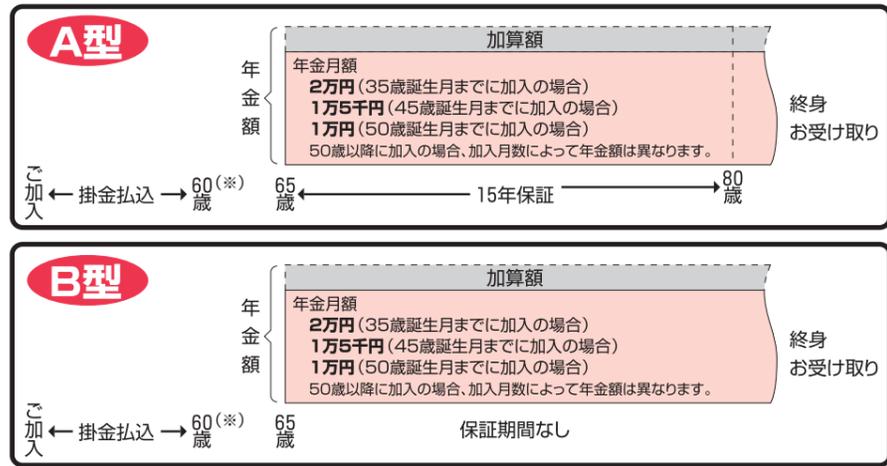
継続特例（裏面参照）を希望する方だけ記入してください。

加入年月日は、基金（金融機関）がこの加入申出書を受け付けた日となります。

**裏面も参照してください。**

## ■1口目

◎1口目は、終身年金A型、B型のいずれかを選択してください。



※掛金の払込期間は、60歳未満でご加入の場合は、ご加入時から60歳到達前月までです。60歳以上でご加入の場合は、ご加入時から65歳到達前月または国民年金の任意加入被保険者資格の喪失予定年月の前月までです。

◎保証期間のあるA型は、年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に支給されます。

◎1口目の減額、A型からB型、B型からA型への途中変更はできません。

## ■2口目以降

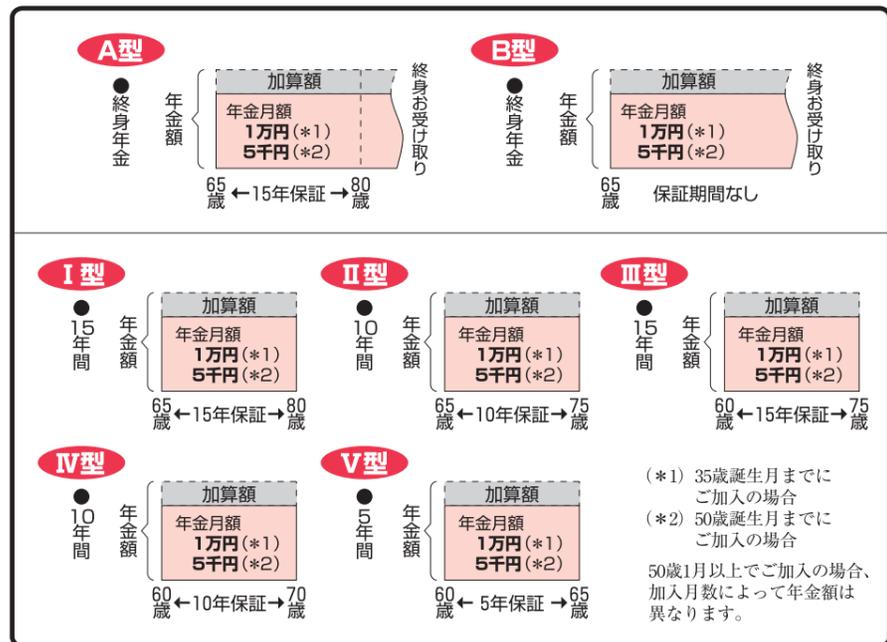
◎2口目以降は、終身年金のA型、B型のほか、受給期間が定まっている確定年金のI型、II型、III型、IV型、V型から選択してください。

◎1口目と同様にB型を除き、A型、I型、II型、III型、IV型、V型は、年金受給前または保証期間中に亡くなられた場合、遺族の方に一時金が支給されます。一時金が支払われる遺族は、死亡時に生計を同じくしていた、1. 配偶者、2. 子、3. 父母、4. 孫、5. 祖父母、6. 兄弟姉妹の順で、遺族の方1人に支給されます。

◎掛金上限の68,000円(1口目を含みます)まで、5種類の給付の型を自由(※)に組み合わせてください。

※確定年金(I型、II型、III型、IV型、V型)の年金額が、終身年金(A型、B型)の年金額(1口目を含みます)を超えないように選択してください。

●掛金の払込期間は、1口目と同様です。



## ■掛金月額表——国民年金基金の掛金月額は、選択した給付の型、加入口数、加入時の年齢、性別によって決まります。

### 男性

(単位:円)

(注1) 加入時年齢	1口目		2口目以降						
	終身年金		終身年金		確定年金				
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	7,110	6,370	3,555	3,185	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月~21歳0月	7,350	6,590	3,675	3,295	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月~22歳0月	7,610	6,820	3,805	3,410	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月~23歳0月	7,880	7,060	3,940	3,530	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月~24歳0月	8,170	7,320	4,085	3,660	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月~25歳0月	8,470	7,600	4,235	3,800	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月~26歳0月	8,790	7,890	4,395	3,945	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月~27歳0月	9,130	8,200	4,565	4,100	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月~28歳0月	9,500	8,520	4,750	4,260	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月~29歳0月	9,880	8,880	4,940	4,440	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月~30歳0月	10,300	9,250	5,150	4,625	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月~31歳0月	10,740	9,650	5,370	4,825	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月~32歳0月	11,210	10,080	5,605	5,040	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月~33歳0月	11,720	10,540	5,860	5,270	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月~34歳0月	12,270	11,040	6,135	5,520	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月~35歳0月	12,870	11,580	6,435	5,790	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月~36歳0月	10,140	9,135	3,380	3,045	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月~37歳0月	10,665	9,615	3,555	3,205	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月~38歳0月	11,235	10,125	3,745	3,375	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月~39歳0月	11,865	10,710	3,955	3,570	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月~40歳0月	12,555	11,340	4,185	3,780	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月~41歳0月	13,335	12,045	4,445	4,015	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月~42歳0月	14,175	12,825	4,725	4,275	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月~43歳0月	15,135	13,695	5,045	4,565	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月~44歳0月	16,215	14,670	5,405	4,890	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月~45歳0月	17,430	15,795	5,810	5,265	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月~46歳0月	12,550	11,380	6,275	5,690	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月~47歳0月	13,630	12,360	6,815	6,180	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月~48歳0月	14,880	13,510	7,440	6,755	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月~49歳0月	16,370	14,870	8,185	7,435	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月~50歳0月	18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460
50歳1月~59歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		18,150	16,510	9,075	8,255	6,375	4,405	6,865
60歳0月~64歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		20,500	19,070	10,250	9,535	7,130		

(注1)「加入時年齢の見方」  
 1. 表の加入時年齢とは、加入した日の属する月の末日における年齢のことです。  
 2. 誕生日の属する月(誕生日)にご加入の方は、△△歳0月と表示しております。  
 3. 誕生日の翌月にご加入の方は、△△歳1月、誕生日の翌々月にご加入の方は△△歳2月、……となります。  
 4. ただし、「1日」生まれの方は、誕生日の属する月の前月が誕生日になります。(例えば、「4月1日」が誕生日の方は、「3月」が誕生日になります。)

(注2) 年金額については、国民年金基金にお問い合わせください。  
 (注3) 加入(増口)時年齢が50歳1月以上の方は、IV型・V型への新規加入及び増口はできません。  
 (注4) 60歳以上の加入については、60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方が対象となります。  
 (注5) 加入(増口)時年齢が60歳0月以上の方は、II型・III型・IV型・V型への新規加入及び増口はできません。

### ■「掛金特例」について

●「保険料追納による掛金の特例」について

国民年金の保険料を免除(一部免除・学生納付特例・納付猶予を含みます。)されていた方が直近10年以内の免除された全期間分の保険料を追納したときは、国民年金の保険料が免除されていたため国民年金基金に加入できなかった期間に相当する期間(5年を限度とします。)に限り、掛金を月額102,000円まで納めることができる特例をいいます。

●「保険料追納による掛金の特例」欄の記入について

この掛金特例を希望する方は、「保険料追納による掛金の特例」欄の「1」を○で囲んでください。

「特例解除年月」欄には、掛金の特例納付期間が終了して、通常の68,000円(個人型確定拠出年金にも加入している場合は、その掛金と合わせて68,000円)以下の掛金を納めることとなる年月を記入してください。なお、掛金特例を希望する期間は、必ずしも掛金特例を認められている限度期間の全期間でなくとも良いことになっています。

※この特例の詳細等については、国民年金基金にお問い合わせください。

### 女性

(単位:円)

(注1) 加入時年齢	1口目		2口目以降						
	終身年金		終身年金		確定年金				
	A型	B型	A型	B型	I型	II型	III型	IV型	V型
20歳0月	8,280	7,940	4,140	3,970	2,515	1,735	2,705	1,870	970
20歳1月~21歳0月	8,570	8,210	4,285	4,105	2,600	1,795	2,800	1,935	1,005
21歳1月~22歳0月	8,860	8,500	4,430	4,250	2,690	1,860	2,900	2,005	1,040
22歳1月~23歳0月	9,180	8,810	4,590	4,405	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
23歳1月~24歳0月	9,510	9,130	4,755	4,565	2,885	1,995	3,110	2,150	1,115
24歳1月~25歳0月	9,860	9,470	4,930	4,735	2,990	2,070	3,225	2,230	1,155
25歳1月~26歳0月	10,240	9,830	5,120	4,915	3,105	2,145	3,345	2,310	1,200
26歳1月~27歳0月	10,630	10,210	5,315	5,105	3,225	2,230	3,475	2,400	1,245
27歳1月~28歳0月	11,060	10,610	5,530	5,305	3,355	2,315	3,610	2,495	1,295
28歳1月~29歳0月	11,510	11,050	5,755	5,525	3,490	2,410	3,755	2,600	1,345
29歳1月~30歳0月	11,990	11,510	5,995	5,755	3,635	2,510	3,915	2,705	1,405
30歳1月~31歳0月	12,500	12,010	6,250	6,005	3,790	2,620	4,085	2,820	1,465
31歳1月~32歳0月	13,050	12,540	6,525	6,270	3,955	2,735	4,265	2,945	1,530
32歳1月~33歳0月	13,640	13,110	6,820	6,555	4,135	2,860	4,455	3,080	1,595
33歳1月~34歳0月	14,280	13,730	7,140	6,865	4,330	2,990	4,660	3,225	1,670
34歳1月~35歳0月	14,980	14,400	7,490	7,200	4,540	3,135	4,885	3,380	1,750
35歳1月~36歳0月	11,790	11,340	3,930	3,780	2,380	1,645	2,565	1,775	920
36歳1月~37歳0月	12,405	11,940	4,135	3,980	2,505	1,730	2,695	1,865	965
37歳1月~38歳0月	13,080	12,585	4,360	4,195	2,640	1,825	2,845	1,965	1,020
38歳1月~39歳0月	13,815	13,290	4,605	4,430	2,785	1,925	3,000	2,075	1,075
39歳1月~40歳0月	14,610	14,070	4,870	4,690	2,950	2,040	3,180	2,195	1,140
40歳1月~41歳0月	15,510	14,925	5,170	4,975	3,130	2,165	3,375	2,330	1,210
41歳1月~42歳0月	16,500	15,885	5,500	5,295	3,330	2,300	3,585	2,480	1,285
42歳1月~43歳0月	17,610	16,965	5,870	5,655	3,550	2,455	3,825	2,645	1,370
43歳1月~44歳0月	18,855	18,180	6,285	6,060	3,805	2,630	4,100	2,830	1,470
44歳1月~45歳0月	20,280	19,545	6,760	6,515	4,090	2,825	4,405	3,045	1,580
45歳1月~46歳0月	14,600	14,080	7,300	7,040	4,415	3,050	4,755	3,285	1,705
46歳1月~47歳0月	15,850	15,290	7,925	7,645	4,790	3,310	5,160	3,565	1,850
47歳1月~48歳0月	17,310	16,700	8,655	8,350	5,230	3,615	5,635	3,895	2,020
48歳1月~49歳0月	19,030	18,370	9,515	9,185	5,750	3,975	6,195	4,280	2,220
49歳1月~50歳0月	21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865	4,745	2,460
50歳1月~59歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		21,100	20,380	10,550	10,190	6,375	4,405	6,865
60歳0月~64歳11月	年金額は加入時年齢(月単位)により異なります。(注2)		23,750	23,150	11,875	11,575	7,130		

### ■「継続特例」について

●「継続特例」について

該当する事業または業務に従事しなくなったこと(職能型基金)により、基金の加入資格を喪失した後、引き続き新しい基金に加入する場合、3か月以内に申出をすれば、前の基金での掛金のままで加入できる特例をいいます。

●「継続特例欄」の記入について

この「継続特例」を希望する方は、「継続特例欄」の「希望の有無」欄「1」を○で囲み、直前に加入されていた基金名と、直前に加入されていた基金の加入員番号を記入してください。

この「継続特例」を希望されない方は、「継続特例欄」の「希望の有無」欄の「2」を○で囲み、当初加入された時と同様に、「希望する年金給付」欄等に記入してください。